

山 梨 県 森 林 審 議 会 次 第

日 時：平成23年9月5日（月）

午後1時30分から午後4時

1 開 会

2 森林環境部 林務長あいさつ

3 職員紹介

4 会長あいさつ

5 議事録署名委員の選出

6 議 事

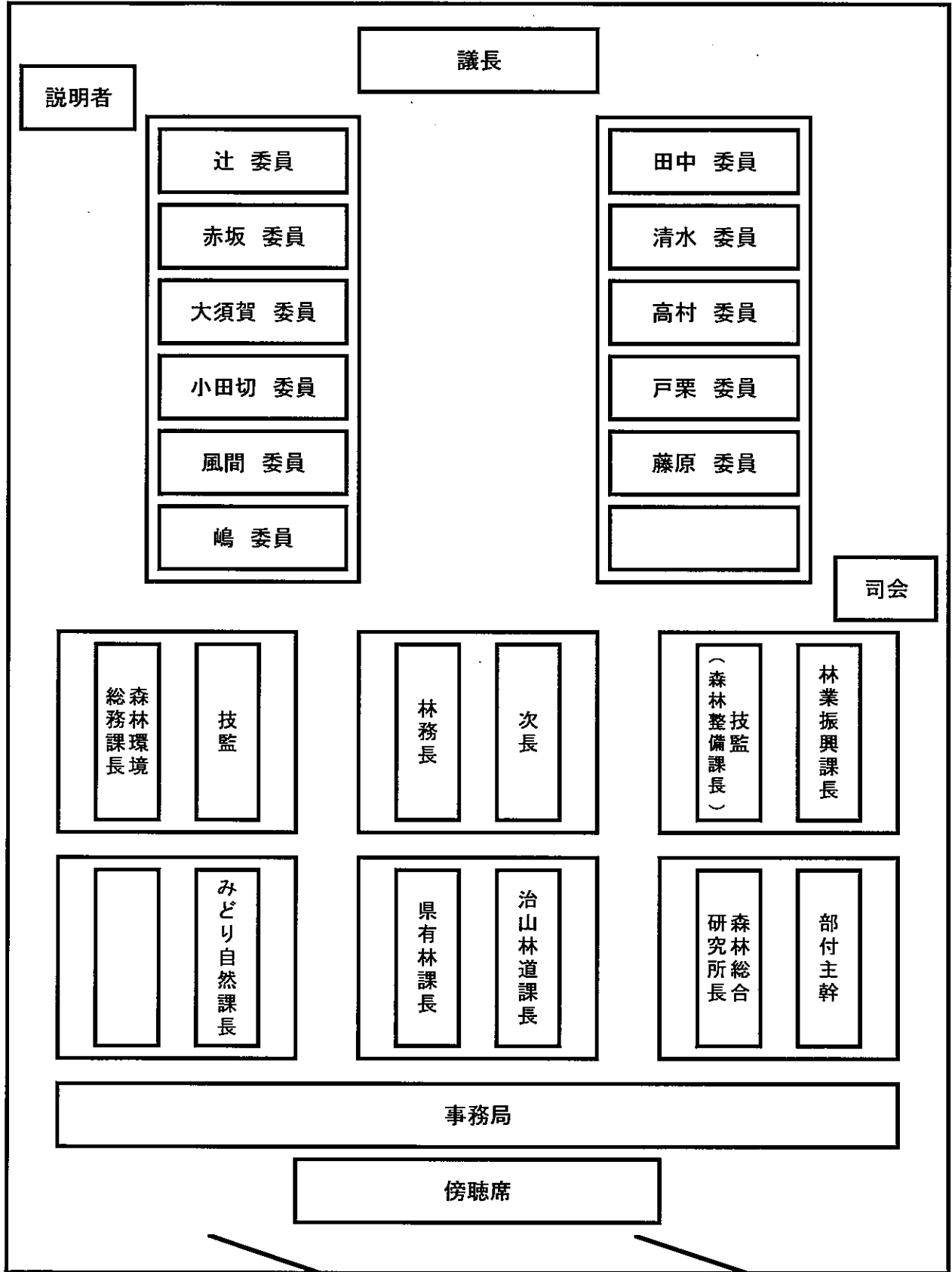
- | | |
|------|-----------------------------|
| 説明事項 | ・ 森林法及び森林計画制度の改正について |
| | ・ 地域森林計画の樹立及び変更の概要について |
| | ・ 森林保全等を目的とした新税について |
| | ・ 新たな「やまなし森林・林業基本計画」の策定について |
| | ・ 財団法人山梨県林業公社について（現状と課題） |
| 報告事項 | ・ 森林保全部会における決議案件について |

7 その他

8 閉会

森林審議会 座席表

平成23年9月5日 恩賜林記念館 2F大会議室



階段→

山梨県森林審議会委員

(任期: H22.10.1~H24.9.30)

氏名	役員	役職名等
赤坂 治績		公募委員
泉 桂子		都留文科大学文学部准教授
大須賀 久	保全部会	(社)山梨県林業研究会理事
小田切 美知子		公募委員
風間 ふたば	保全部会	山梨大学医学工学総合研究部教授
金子 正司	保全部会長	元山梨県林政部長
嶋 光雄	保全部会	(財)山梨県森林土木コンサルタント参事
清水 みどり		(社)山梨県建築士会女性部会 相談役
高村 忠久		(社)山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
田中 美津江	会長代行 保全部会	(財)オイスカ山梨県支部事務局長
辻 一幸	会長	(社)山梨県治山林道協会会長
戸栗 敏		(社)山梨県木材協会代表理事
藤原 忠直		山梨県森林組合連合会会長
三好 規正		山梨学院大学法科大学院教授
山村 元子		山梨ことぶき勸学院事務局職員

(五十音順、敬称略)

山梨県森林審議会運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法第249号）第68条第1項の規定により設置された山梨県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、知事から諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに会長が招集する。

(議 長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第4条 会長に事故あるときは、会長代行がこれにあたる。

(会議の成立)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(決 定)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した委員で議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

(部 会)

第8条 審議会に、次の部会を置く。

森林保全部会

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属すべき委員は7名以内とし、審議会の委員の内から会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会は、知事の諮問に応じて、部会長が招集する。

5 会議の議長は、部会長があたる。

6 審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

この場合において決議した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

(顧 問)

第9条 会議の助言を受けるため、これを置くことが出来る。

(事務局)

第10条 審議会の事務局は、森林環境部森林整備課に置く。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規則は、平成3年9月17日から施行する。

附 則 山梨県森林審議会運営規則第8条第6項で森林審議会が特に定めた事項

- (1) 森林における開発行為の許可に関する事項
- (2) 保安林の指定および指定の解除に関する事項
- (3) 知事が定める松くい虫被害対策に関する事項

この規則は、平成14年10月17日から施行する。